

一般財団法人藤沢市開発経営公社個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳を保持する上で個人情報の保護を図ることが重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を擁護し、もって一般財団法人藤沢市開発経営公社（以下「財団」という。）の事業の適性かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 この規程における解釈及び運用の基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報を収集するに当たっては、その目的を明らかにした上で、必要最小限の内容を直接本人から収集すること。
- (2) 個人情報を収集した際の目的以外の目的のために利用し、又は提供しないこと。
- (3) 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るようにすること。
- (4) 個人情報の紛失、改ざん、漏えい等を防止し、常に正確かつ最新の情報として管理すること。
- (5) 個人情報の取扱いに当たっては、責任の所在を明確にするとともに、責任体制を確立し、個人情報の保護に努めること。

(個人情報保護の推進)

第3条 財団は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 財団は、この規程の目的を達成するため、当該財団の職員に対する個人情報の保護に関する研修その他必要な措置を講じなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて次のア又はイに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を

除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人情報の取扱い 個人情報の収集、管理、利用及び提供をいう。

(3) 財団の職員 財団の役員及び職員をいう。

(4) 管理情報 財団の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該財団が管理しているものをいう。ただし、次に掲げる物に記録されている個人情報を除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他これに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて管理している図書、記録、図画その他の資料

(5) コンピュータ処理 コンピュータを使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他の別に定める処理を除く。

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(財団の職員の責務)

第5条 財団の職員又は財団の職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。

2 財団の職員又は財団の職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容を不当な目的に使用してはならない。

(一般的制限)

第6条 財団は、次に掲げる事項に関する個人情報(以下「要配慮個人情報」という。)を取り扱ってはならない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 社会的身分

(4) 病歴

(5) 犯罪の経歴

(6) 犯罪により害を被った事実

(7) 前各号に掲げるもののほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして別に定める記述等が含まれる個人情報

2 財団は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を取り扱うことができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、財団が業務の執行上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合であって、当該財団の理事会が承認したとき。

(個人情報の取扱いに係る業務の登録等)

第7条 財団は、当該財団の規程に定める業務につき、個人情報を取り扱う業務を新たに開始する場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を藤沢市長に届け出て、当該個人情報を取り扱う業務としての登録を受けなければならない。登録された業務（以下「登録業務」という。）に係る事項（第4号を除く。）を変更し、又は登録業務を廃止する場合も、同様とする。

(1) 業務の名称

(2) 業務を所管する組織の名称

(3) 個人情報管理責任者及び個人情報管理補助者

(4) 業務の目的

(5) 収集の方法

(6) 利用の方法

(7) 記録の内容

(8) 個人情報取扱対象

(9) 業務開始の年月日

(10) 個人情報の収集開始の時期

(11) 記録の名称

(12) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、財団は、同項に規定する場合において、緊急やむを得ない理由があるときは、個人情報を取り扱う業務を開始し、変更し、又は廃止した日以後に同項の届出をすることができる。

3 財団は、第1項又は前項の規定による登録を受けたときは、速やかに、当該登録に係る事項を藤沢市の機関を通じ一般の閲覧に供するものとする。

(収集の制限)

第8条 財団は、登録業務（前条第2項の規定により同条第1項の届出をする日以前に個人情報を取り扱う業務を開始する場合にあっては、当該業務とする。以下この条において同じ。）につき、個人情報を収集する場合は、次に掲げる事項を明示して、登録業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- (1) 登録業務の名称
- (2) 登録業務の目的
- (3) 登録業務に係る記録の内容

2 財団は、登録業務につき、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により、公にされたものから収集するとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、次のア又はイに掲げる場合であって、本人以外のものから収集する必要があると財団の理事会が承認したとき。

ア 本人から収集することにより、業務の目的の達成を著しく阻害するおそれがあると認められる場合

イ 本人から収集できないことにより、業務の執行上著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合

3 財団は、前項ただし書の規定により個人情報を収集するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

4 財団は、登録業務につき、個人情報を第2項第5号に掲げる事由により本人以外のものから収集しようとするときは、あらかじめ、本人に通知しなければならない。ただし、財団が通知しないことについて合理的理由があると認めた場合であって、当該財団の理事会がその理由を相当と認めたときは、この限りでない。

5 財団は、登録業務につき、個人情報を第2項第2号又は第4号に掲げる事由により本人以外のものから収集した場合には、本人に通知することができる。

(適正な管理)

第9条 財団は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者及び個人情報管理補助者を定めなければならない。

2 財団は、管理情報の適正な管理のため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 管理情報を正確かつ最新なものとする事。
- (2) 管理情報の改ざん、紛失、破損その他の事故を防止すること。
- (3) 管理情報の漏えいを防止すること。

3 財団は、管理情報を管理する必要がなくなったときは、当該管理情報を、速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 財団は、登録業務の目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために管理情報を利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団が業務の執行上必要があると認める場合であって、当該財団の理事会が承認したとき。

2 財団は、目的外のために管理情報を財団以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定め（目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定めに限る。）があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、提供することについて財団が適当であると認める場合であって、当該財団の理事会が承認したとき。

3 財団は、第1項ただし書の規定により管理情報を目的外のために利用し、又は前項ただし書の規定により管理情報を目的外のために提供するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

4 財団は、管理情報を第1項第4号又は第2項第4号に掲げる事由により目的外のために利用等しようとするときは、あらかじめ、本人に通知しなければならない。ただし、財団が通知しないことについて合理的理由があると認めた場合であって、当該財団の理事会がその理由を相当と認めたときは、この限りでない。

5 財団は、管理情報を第1項第2号若しくは第3号又は第2項第2号若しくは第3号に掲げる事由により目的外のために利用等をした場合には、本人に通知することができる。

(提供先への措置の要求等)

第11条 財団は、前条第2項ただし書の規定により、管理情報を財団以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の当該個人情報の使用に関し必要な制限を付し、又は個人情報の漏えいの防止その他の措置を講ずることを求めるものとする。

(委託に伴う手続)

第12条 財団は、登録業務の全部又は一部に係る業務を財団以外の者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 財団は、登録業務の全部又は一部に係る業務を財団以外の者に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(受託者の責務)

第13条 受託者若しくは受託者であった者又は委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。

2 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容を不当な目的に使用してはならない。

(コンピュータ処理の制限)

第14条 財団は、登録業務について、新たにコンピュータ処理を行おうとするとき、又はコンピュータ処理を行おうとする場合において財団以外のものと通信回線の使用その他の方法によるコンピュータの結合を行おうとするときは、十分な安全対策の措置を講じなければならない。

(開示の申出をすることができる者)

第15条 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対し、自己を本人とする管理情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が開示申出をすることができないやむを得ない理由があるものとして別に定める場合における代理人（以下これらの者を「代理人」という。）は、本人に代わって開示申出をすることができる。この場合において、代理人が開示申出をすることができる管理情報の内容は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、本人が死亡した場合における当該本人に関する管理情報は、当該死亡した者（以下「死者」という。）とある一定の身分関係にある者に限り、開示申出をすることができるものとする。この場合において、開示申出をすることができる管理情報の内容は、次のとおりとする。

(1) 情報の性質上、開示申出をしようとする者自身のものであると認められる個人情報で次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 相続によって相続人に、又は遺贈によって受遺者に承継された死者の財産に関する情報

イ 死者から相続した不法行為による損害賠償請求権又は慰謝料請求権に関する情報

ウ 民法（明治29年法律第89号）第711条の規定に基づく生命を侵害された被害者である死者の近親者の慰謝料請求権に関する情報

(2) 家族共同体構成員の固有情報と同視することができるものであると社会通念上認められる個人情報で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 死者の死亡時においてその親権者であった者にとっての当該死者である未成年の子に関する情報

イ 死者の死亡時においてその配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の者であった者にとっての当該死者のカルテ、レセプト等に関する情報

ウ 死者の死亡時においてその配偶者若しくは二親等以内の者であった者又は介護をしていた者にとっての当該死者の介護に関する情報

（開示申出の手続）

第16条 開示申出をしようとする者は、財団に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、当該開示申出が、前条第1項の開示申出のときにあつては本人であることを証明する書類で別に定めるものを、同条第2項又は第3項の開示申出のときにあつてはその権限を有すること及び本人であることを証明する書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示申出に係る管理情報の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 財団は、前項の規定により提出された書面に形式上の不備があると認めるときは、当該書面を提出した者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるもの

とする。この場合において、財団は、当該開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(管理情報の開示申出に係る助言)

第17条 財団は、第15条第1項又は第2項の規定により開示申出がなされた場合において、必要があると認めるときは、藤沢市長の助言を求めるものとする。

2 財団は、第15条第3項に規定する管理情報について開示申出がなされた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、藤沢市長の助言を求めるものとする。

- (1) 相続財産の帰属について争いがある場合
- (2) 開示申出者に相続された財産であることが明らかでない場合
- (3) 遺贈による財産の帰属が明らかでない場合
- (4) 遺産分割協議中等で具体的な権利として確定していない場合
- (5) 死者と介護をしていた者との関係が明らかでない場合

(管理情報の開示の原則)

第18条 財団は、開示申出があったときは、開示申出に係る管理情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合をのぞき、開示申出者に対し、当該開示申出に係る管理情報を開示するものとする。

- (1) 開示申出者（第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号から第3号まで、次条第2項及び第24条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次のアからウまでに掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人にも閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報

イ 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下「独立行政法人等」

という。)の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいう。), 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき藤沢市の公の施設の管理を行わせる指定管理者のうち当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの(以下「処分権限を有する指定管理者」という。)に属する職員又は財団若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された藤沢市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)の役員若しくは職員である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等, 処分権限を有する指定管理者に属する職員又は財団若しくは土地開発公社の役員若しくは職員の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等, 処分権限を有する指定管理者に属する職員又は財団若しくは土地開発公社の役員若しくは職員の氏名に係る部分を開示することにより, 当該者の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては, 当該氏名に係る部分を除く。)

- (2) 法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて, 開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (3) 開示申出者の指導, 診断, 評価, 選考等に関する情報であつて, 当該開示申出者に知らせないことが正当と認められるもの
- (4) 財団内部又は財団と国, 独立行政法人等若しくは地方公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議, 検討又は協議に関する情報であつて, 開示申出者に開示することにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議, 検討又は協議に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 財団又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて, 開示することにより, 次のアからエまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査, 検査, 取締り又は試験に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 財団又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の規定に基づき、開示することができないこととされている情報

(7) 未成年者の法定代理人から開示申出がされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第19条 財団は、開示申出に係る管理情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示申出に係る管理情報に前条第1号本文に規定する情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号本文に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第20条 財団は、開示申出に係る管理情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該管理情報を開示することができる。

(管理情報の存否に関する情報)

第21条 開示申出に対し、当該開示申出に係る管理情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、財団は、当該管理情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する回答等)

第22条 財団は、開示申出があったときは、当該開示申出があった日から起算して15日以内に、当該開示申出に対する諾否の回答をするものとする。ただし、第16条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 財団は、前項の規定により諾否の回答をしたときは、開示申出者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に

規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、財団は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

4 開示申出に係る管理情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて諾否の回答をすることにより業務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、財団は、開示申出に係る管理情報のうち相当の部分につき当該期間内に諾否の回答をし、残りの管理情報については相当の期間内に諾否の回答をすれば足りる。この場合において、財団は、第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、速やかに、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの管理情報について諾否の回答をする期限

(理由付記等)

第23条 財団は、前条第1項の規定により諾否の回答をする場合において、開示申出に係る管理情報の全部の開示を拒否する旨の回答をするとき（第21条の規定により開示申出を拒否し、又は開示申出に係る管理情報を財団が管理していない場合において、開示を拒否する旨の回答をするときを含む。）、又は一部の開示を承諾する旨の回答をするときは、当該拒否し、又は一部の開示を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解されうるものでなければならない。

2 財団は、前項の場合において、当該拒否する理由がなくなる時期又は当該一部の開示を承諾する部分以外の部分を開示することができることとなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を明らかにするものとする。

(第三者に対する意見書提出機会の付与等)

第24条 開示申出に係る管理情報に財団及び開示申出者以外のもの（以下「開示請求に係る第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、財団は、当該開示申出に対する諾否の回答をするに当たって、当該開示申出に係る第三者に対し、当該情報の内容その他の事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 財団は、開示申出に係る第三者に関する情報が含まれている管理情報を第20条の規定により開示しようとするときは、開示の回答に先立ち、当該開示申出に係る第三者に対し、開示申出に係る当該情報の内容その他の事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該開示申出に係る第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 財団は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示申出に係る第三者が当該開示

申出に係る第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の回答をするときは、開示の回答の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、財団は、当該開示の回答後直ちに、当該意見書を提出した開示申出に係る第三者に対し、開示の回答をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施及び方法)

第25条 財団は、開示の回答をしたときは、開示申出者に対し、遅滞なく、管理情報を開示するものとする。

2 管理情報の開示は、当該管理情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を考慮して別に定める方法により行うものとする。

3 財団は、管理情報を閲覧の方法により開示する場合において、当該管理情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第19条の規定による部分開示をするとき、その他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該管理情報が記録された文書等の開示に代えて、当該文書等を複写したものを開示することができる。

(訂正の申出)

第26条 財団は、本人が、自己を本人とする管理情報の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、当該管理情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の申出を受け付けるものとする。

(利用の停止等の申出)

第27条 財団は、本人が、自己を本人とする管理情報が第8条第1項又は第2項の規定に違反して収集されたものであると思料するときは、この規程の定めるところにより、当該管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の申出を受け付けるものとする。

(目的外利用等の差止め等の申出)

第28条 財団は、本人が、自己を本人とする管理情報が第10条第1項又は第2項の規定に違反して目的外のために利用等がされようと思料するときは、又はされていると思料するときは、この規程の定めるところにより、当該管理情報の目的外のための利用等の差止め又は中止の申出を受け付けるものとする。

(準用)

第29条 第15条第2項及び第3項並びに第17条の規定は、第26条、第27条又は前条の規定による申出について準用する。

(訂正等の申出の手続)

第30条 第26条の管理情報の訂正、第27条の管理情報の利用の停止、消去若しくは廃棄又は第28条の管理情報の利用等の差止め若しくは中止（以下これらを「訂正等」と総称する。）を申し出ようとする者は、当該管理情報を管理する財団に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、当該訂正等の申出が、第26条から第28条までの訂正等の申出のときにあつては本人であることを証明する書類で別に定めるものを、前条の規定により準用する第15条第2項及び第3項の訂正等の申出にあつてはその権限を有すること及び本人であることを証明する書類で別に定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 訂正等を申し出る者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正等の申出に係る管理情報の内容
- (3) 訂正等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 前項に掲げるもののほか、訂正等の申出の手続は、別に定める。

3 財団は、第1項の規定により提出された書面に形式上の不備があると認めるときは、当該書面を提出した者（以下「訂正等申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、財団は、当該訂正等申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

(管理情報の訂正等の原則)

第31条 財団は、訂正等の申出があつた場合において、当該訂正等の申出に理由があると認めるときは、当該訂正等の申出に係る管理情報の訂正等をするものとする。

(訂正等の申出に対する回答等)

第32条 財団は、訂正等の申出があつたときは、当該訂正等の申出があつた日から起算して30日以内に、当該訂正等の申出に対する諾否の回答をするものとする。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 財団は、前項の規定により諾否の回答をしたときは、訂正等申出者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、財団は、当該訂正等

申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

4 財団は、訂正等の申出に対する諾否の回答に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、相当の期間内に当該訂正等の申出に対する諾否の回答をすれば足りる。この場合において、財団は、第1項に規定する期間内に、当該訂正等申出者に対し、速やかに、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正等の申出に対する諾否の回答をする期限

5 財団は、訂正等の申出があったときは、第1項の回答をするまでの間（第3項又は前項の規定により訂正等の申出に対する諾否の回答の期限を延長する場合にあっては、当該諾否の回答をするまでの間）、当該申出に係る管理情報の利用を留保するものとする。ただし、留保することによって財団の業務の執行上著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

(訂正等の措置の通知)

第33条 財団は、第31条の規定により訂正等の措置を執ったときは、当該訂正等申出者に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

2 前項の通知をした場合において、当該管理情報が既に目的外のために利用等がされているときは、財団は、当該利用等をしているものに対し、速やかに、訂正等の措置を執ったことを書面により通知し、同様の措置を執ることを求めるものとする。この場合において、財団と同様の措置を執ることを求められたものは、速やかに、その結果を財団に書面により報告するものとする。

3 財団は、前項の規定による報告があったときは、当該訂正等申出者に対し、速やかに、当該報告の内容を書面により通知するものとする。ただし、第10条第4項の規定により通知をしていないときは、この限りでない。

(第三者に対する意見書提出機会の付与等)

第34条 訂正等の申出に係る管理情報に財団及び訂正等の申出者（第29条において準用する第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって訂正等の申出をする場合にあつては、当該本人をいう。）以外のもの（以下「訂正等の申出に係る第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、財団は、当該訂正等の申出に対する諾否の回答をするに当たって、当該訂正等の申出に係る第三者に対し、当該情報の内容その他の別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 財団は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた訂正等の申出に係る第三者が当該訂正等の申出に係る第三者に関する情報の訂正等に反対の意思を表示した意見書を提出した場合にお

いて、訂正等の回答をするときは、訂正等の回答の日と訂正等を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、財団は、当該訂正等の回答後直ちに、当該意見書を提出した訂正等の申出に係る第三者に対し、訂正等の回答をした旨及びその理由並びに訂正等を実施する日を書面により通知するものとする。

(他の法令等との調整等)

第35条 財団は、他の法令等（当該法令等の委任に基づく規程を含む。以下この条において同じ。）の規定により、開示申出に係る管理情報が第25条第2項の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該管理情報については、当該他の法令等の定めるところにより開示を行うものとする。

- 2 財団は、他の法令等が開示の定めがある場合において、当該開示の方法が第25条第2項の方法と異なるときは、当該異なる方法に限り、同項の定めるところにより開示を行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、他の法令等の定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第2項の閲覧とみなして、第1項の規定を適用する。
- 4 財団は、管理情報の訂正等について他の法令等に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(費用負担)

第36条 この規程に基づく管理情報の開示に係る費用は、無料とする。

- 2 第25条第2項の規定による管理情報（同条第3項の規定により当該管理情報が記録された文書等を複写した場合にあつては、当該複写した物を含む。）の写し（同条第2項の規定により別に定める方法により写し以外の物を交付する場合にあつては、当該写し以外の物を含む。以下この項において同じ。）の交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、当該開示申出者の負担とし、その額は、別表に定めるとおりとする。

(異議の申出)

第37条 財団が行った諾否の回答について、異議のある者は、当該諾否の回答を知った日の翌日から起算して3箇月以内に財団に対し、異議を申し出ることができる。

- 2 前項の規定により異議を申し出ようとする者は、財団に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 異議を申し出る者の氏名及び住所又は居所
- (2) 異議の申出に係る管理情報の諾否の回答を知った日及びその内容

(3) 異議の申出の趣旨及びその理由

(異議の申出に係る処理)

第38条 財団は、諾否の回答に対して異議の申出があったときは、次の各号のいずれかに該当する
ときを除き、藤沢市長又は藤沢市教育委員会（以下「藤沢市長等」という。）に対し、助言を求め
るものとする。

(1) 異議の申出に正当な理由がないときその他不適切であることが明らかであるとき

(2) 異議の申出に対する回答で、諾否の回答（開示申出に係る管理情報の全部の開示を承諾する旨
の回答及び訂正等の申出に係る管理情報の全部の訂正等を承諾する旨の回答を除く。）を取り
消し、又は変更し、当該異議申出に係る申出の全部の開示を承諾することとするとき（当該諾
否の回答について第24条第3項又は第34条第2項に規定する意見書が提出されていない場
合に限る。）

2 前項の規定により藤沢市長等の助言を求めた財団は、異議の申出をした者、諾否の回答について
第24条第3項又は第34条第2項に規定する意見書を提出した者その他の関係者に対し、助言を
求めた旨を書面により通知するものとする。

3 財団は、藤沢市長等から開示申出又は訂正等の申出に対する諾否の回答に係る管理情報の提示の
求めがあったときは、これに応じるものとする。

(異議の申出に係る決定)

第39条 財団は、前条第1項の規定による助言を受けたときは、その意見を尊重して、速やかに、
異議の申出についての回答をするものとする。

(運用状況の報告)

第40条 財団は、各年度における個人情報の保護に係る運用状況について、毎年、指定をした藤沢
市長等に報告するものとする。

(委任)

第41条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、藤沢市個人情報の保
護に関する条例施行規則に準ずるものとする。

(書類の様式)

第42条 この規程の規定により必要とする書類の様式は、藤沢市の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

文書の種類	交付の対象	金額
文書、図面及び写真	乾式複写機による写しのもの	1面につき 10円
	外部発注によるもの	作成に要した費用の額
マイクロフィルム	プリンタにより出力したもの	1枚につき 10円
電磁的記録	プリンタにより出力したもの	1枚につき 10円
	磁気ディスクにより複写したもの	1枚につき 70円
	磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的媒体に複写したもの	作成に要した費用の額

備考

- 1 文書（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとする。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面1枚として算定する。
- 3 送付に要する費用の額は、当該送付に要する郵便料金相当額とする。